

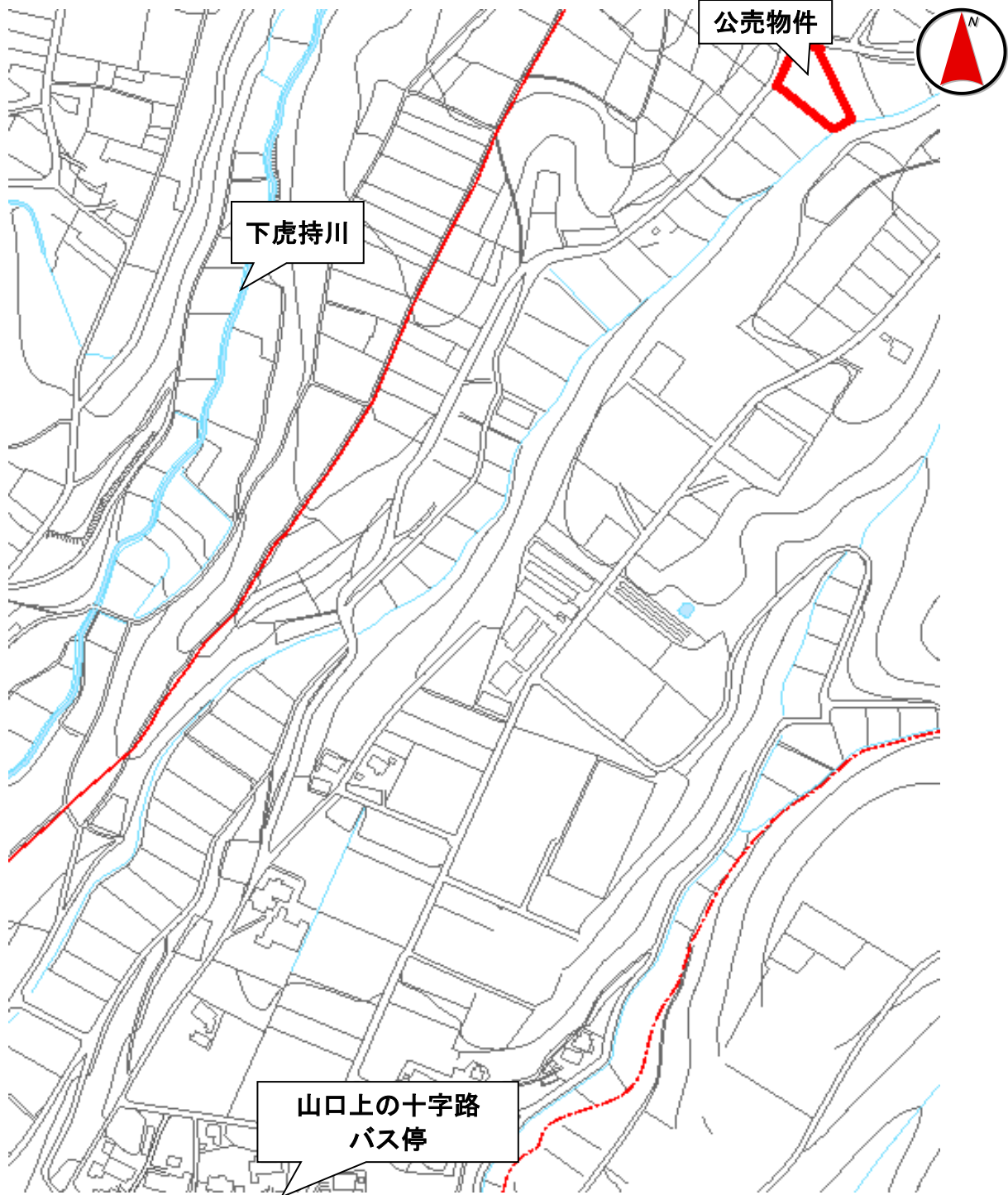
物件明細書

| | | | |
|--|---|-----------------|------------|
| 売却区分の番号 | 前橋市一11 | 見積価額 | 金 500,000円 |
| | | 公売保証金 | 金 50,000円 |
| 財産の表示 (土地) 1 所 在:前橋市富士見町山口字上山田 地 番:4番6 地 目:田 地 積:1,252㎡ 2 所 在:前橋市富士見町山口字上山田 地 番:4番9 地 目:田 地 積:337㎡ (以上登記簿による表示) | | | |
| 物件の位置 | 富士見支所の北西方約4,200m(直線距離) | | |
| 主な公法上の規制 | 都市計画区域 非線引都市計画 用途地域 無し 建ぺい率(指定) 無し 容積率(指定) 無し | | |
| 接道状況 | 北側 幅員約4.2~10.5mの舗装市道 西側 幅員約5.3~7mの舗装市道 | | |
| 物件の概況 | 地勢 | ほぼ平坦 | |
| | 画地条件 | 間口 約35m 奥行 約55m | |
| | 形状 | ほぼ台形 | |
| 使用状況等 | 現在、借受者が占有し、耕作しています。 平成31年3月15日現在、農業委員会に届出された小作人等はいません。 | | |
| 特記事項 | 1 公売財産1~2は一括公売とします。 2 農振法上、農用区域内です。 3 土地見取図は参考です。現況と相違する場合は、現況優先とします。 4 公売財産は、前橋市農業委員会(027-224-1111 内線3734)が発行する農地法【3条】による「買受適格証明書」が必要です。前橋市農業委員会への「買受適格証明書」の申請期限は、 令和元年10月15日(火) です。 5 所有権移転にあたっては農地法で規定する許可が必要です。 | | |
| 注意事項 | 1 前橋市は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 2 前橋市は、公売財産の引渡しの際の義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等などについても、すべて買受人自身で行ってください。 3 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。 4 公売財産は、現状引き渡しとなります。市は瑕疵担保責任を負いません。 5 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 6 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金の納付かつ農業委員会等の許可があった時とします。なお、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となりますが、他の法令等により制限のある場合は、これにしががいます。 7 土壌汚染や残存物などに関する専門的な調査は行っていません。 8 公売財産について、関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関する関係各部署に確認及び現地を確認するなど、十分調査を行ったうえで入札してください。 9 権利移転に要する費用は買受人負担とします。買受代金納付後速やかに市長へ所有権移転の請求をするとともに、権利移転に伴う費用(登録免許税など)を負担してください。 10 前橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは、公売へ参加することが出来ません。なお、参加者情報に基づき、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがあります。 | | |
| その他事項 | 本物件は、消費税法上の非課税財産です。 | | |
| 問い合わせ先 | 前橋市役所 収納課 収納第四係 電話 027-898-6230(直通) | | |

公売財産周辺地の概要図

| | |
|-------------|------------|
| 売却区分の 番号 | 前橋市 -11 |
|-------------|------------|

公売財産周辺地の概要図



土地の見取図

| | |
|-------------|------------|
| 売却区分の 番号 | 前橋市 -11 |
|-------------|------------|

土地の見取図



※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



北西より撮影



北西より撮影



北西より撮影



南西より撮影



南西より撮影